

令和3年6月 河北町農業委員会総会（第6回）

令和3年6月25日（金曜日）午後4時、河北町農業委員会総会を役場2階第1会議室に召集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番	高橋 清	委員	2番	逸見 三和子	委員	3番	今田 好行	委員
4番	奥山 ちか子	委員	5番	岡崎 学	委員	6番	関 紀子	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	原田 康雄	委員	9番	奥山 喜幸	委員
10番	後藤 慶治	委員	11番	齋藤 仁	委員	12番	堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

増川 仁 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

中野 薫 農林振興課課長補佐兼農業振興係長

◎ 議事日程

令和3年6月25日（火曜日）午後1時58分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第22号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議第23号 農地法第4条の規定による許可申請書について

議第24号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議第25号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議第26号 非農地証明願について

議第27号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 増川事務局長

定刻前ではありますが、全員お揃いですので只今から、令和3年6月の河北町農業委員会総会を始めたいと思います。さくらんぼの収穫で大変お忙しい中ご参会いただきまして大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは会長あいさつをお願いします。

○ 堀米会長

皆さんどうもご苦勞様です。6月ということで、さくらんぼのピークということで、さくらんぼ持つてる方は大変忙しいことと思いますが、時間をずらした中で4時からという変則的な総会となりました。これは前からこのようななっているということで、今年度についても、年度始めに皆さんで決めさせていただいたものです。こういう形の時間帯となりました。また、コロナのことになりますけれども、私を含め65歳以上の方は1回目終わっている、終わる頃かなと思います。全員2回目終わった形で前みたいに農業委員の活動が支障なく早く行えるようになることを祈りたいと思います。

そういった形の中で、6月の総会を始めたいと思います。皆さんご苦勞様です。

○ 増川事務局長

ありがとうございました。

では次第に基づきまして、日程第1から会長に座長になっていただいて進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名ですが、4番 奥山委員、5番 岡崎委員、2名の方、よろしくお願いいたします。

それでは日程第2議案の審議に進みたいと思います。ま、時間も4時からということで早くない時間帯から始まっておりますので、スムーズな進行で新幹線並みのスピードで終わりたいと思います。報第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局からお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきたいと思います。座ったままで失礼させていただきます。

皆さんのお手元の資料の1ページをご覧ください。報第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。

はじめに、申請番号28番 所在地 大字溝延字置揚（オキアゲ）●●●●、樹園地、ほか13筆で計12,347㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなりまして、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後も自作と●●

●●さんから耕作してもらおうとのことです。

続きまして、2ページ、申請番号29番です。所在地 大字溝延字置揚（オキアゲ）●●●●、畑ほか17筆で計16,733㎡になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。と、取得後も自作と、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらおうとのことです。

続きまして、3ページ、申請番号30番です。所在地 大字溝延字稲荷原（イナニバラ）●●●●、畑、ほか11筆で計6,179㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

続きまして、申請番号31番です。所在地 大字溝延字小堤（コツツミ）●●●●、畑ほか1筆で計2,405㎡になります。所有者 ●●●●の共同義人である●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

続きまして、4ページ、申請番号32番です。所在地 大字谷地字山王（サンノウ）●●●●、畑、ほか5筆で計2,245㎡になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなりまして、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さんに耕作してもらおうとのことです。なお、あっせん希望は下野についてとのことです。

続きまして、申請番号33番です。所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●、田ほか6筆で計3,540㎡になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなりまして、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作と●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらおうとのことです。

続きまして、5ページ、申請番号34番です。所在地 西里字小沢（オザワ）●●●●●、畑ほか14筆で計17,411㎡になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなりまして、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作と、●●●●さんに耕作してもらおうとのことです。

続きまして、6ページ、申請番号35番です。所在地 大字岩木字原ノ内（ハラノウチ）●●●●、田、1,186㎡1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなりまして、妻の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作と、●●●●さんから耕作してもらおうとのことです。

以上8件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

ただ今、相続について事務局から説明がありました。これについて俺から言うのもおかしいんだけど、下野のあっせんありで書いてあるとこなんだけど、ありで保留て言うことか。

○ 事務局（奥山）

そこ管理はするんですけども、頼める人がいればお願いしたいということでした。

○ 議長（会長）

あっせんて地区で決めるということか、それとも集積とかになるのか。

○ 事務局（奥山）

形は問いませんが、もし情報がありましたら。

○ 議長（会長）

情報とか用向きが無ければそのままということか。

○ 事務局（奥山）

あとは、きちんと管理されているか見ていくしかないかと思います。

○ 議長（会長）

ということで、現時点ではそのような状態です。ありということですので、誰か近くの畑の所有者等に声かけて引き受けてもらえるよう声掛けをお願いします。

以上で、以下の届け出について、皆さんから意見等ありましたら。

○ 後藤委員

ちょっといいですか。相続だから農業委員どうこうで言えないんだけど、29番●●●さんのところ。田んぼに関しては作ってくれる人いるので問題ないんだけど。樹園地に関しては前々からまあ、遊休樹園地になってるところもあって。なお昨年の大雨で手つかずになっているところも何か所かあるんです。大体もう1年経ってもそのまま。そのうち野ばらが出て蔓が伸びてくると思う。何かこう、新しい相続人に指導することは出来ないんだろうかね。

○ 議長（会長）

はい、課長。

- 増川事務局長
地域でのあっせんというか、話し合いをするしかないと思います。
- 議長（会長）
時間たって、またパトロールとかしてじわじわといくほかないんだね。それか、中さ入った人がやるか、本人さはっぱかけて元通りにするよう指導するか。
- 後藤委員
本人は自分の畑どさあるかわかんないような状況だべな。
- 議長（会長）
まあ、ならば溝延の方の農業委員、推進委員含めた中で早めの対応、アドバイス等をお願いしておきます。それしかないんだべなあ。不満だべげっと理解してけらっしゃいな。
はい、そのほかありませんか。ないということで、この件に関してはこのまま進めていただきたいと思います。
続きまして、報第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について、お願いします。
- 事務局（奥山）
はい、資料の7ページをご覧ください。報第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

申請番号80番、所在地 谷地字下野（シタノ）●●●●、畑、680㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、他の方に貸すためとのことです。

申請番号81番、所在地 谷地字下野（シタノ）●●●●、畑、1,123㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、他の方に貸すためとのことです。

申請番号82番・83番、所在地 大字吉田字吉田東（ヨシダヒガシ）●●●●、畑、ほか1筆で計3,274㎡です。渡し人の、相続人 ●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの中間管理事業による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、被相続人の●●●●さんが亡くなったことにより、解約手続きが必要となったためです。

8ページ、申請番号84番から10ページの95番までは、県道拡幅工事により、一部収用されたことによる一部解約の事由になります。渡し人、受け人につきましては、議案書のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

次に10ページ申請番号96番・97番、所在地 西里字下楨（シモマキ）●●●●、田、471㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後議第22号及び議第23号でご審議いただきますが、農地法第4条の規定による許可申請に伴い、新たに農地法第3条での契約に変更するためとのことです。

以上18件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

只今事務局より説明ありました。このことについて皆さんから質何か問等ありましたらお願いいたします。はい、無いようですので、この件に関しても了承します。

続きまして、議第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いいたします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは議案書の11ページをご覧ください。議第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号29番、賃貸借の設定になります。所在地 西里字下楨（シモマキ）●●●●●、田、471㎡1筆です。渡し人は、●●●●さんと、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、議第22号でご審議いただきますが、農地法第4条の規定による許可申請に伴い、同じ期間、新たに農地法第3条で契約を行うものです。

以上1件よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

これに関して現地確認していると思いますので報告申し上げます。

○ 奥山（喜）委員

今日午後から確認行ってきました。初めての内容で、私にも難しく。下で●●●●さんが豆を植えるということで、農地としては問題ない所だと思います。

○ 議長（会長）

はい、農地としては問題ないということでした。これに関して皆さんから何かありま

すか。ないようですので賛成の方の挙手を願います。はい、全員賛成ですので許可いたします。

続きまして、議第23号 農地法第4条の規定による許可申請書について、事務局より、願います。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、議案書の12ページをご覧いただきたいと思います。議第23号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号2番、所在地 西里字両所（リョウショ）●●●●、田、ほか1筆で計245㎡になります。申請人は、●●●●さんになります。申請事由につきましては、盗難や劣化を防ぐため農機具を保管する格納庫の建設を計画するものです。

皆さんのお手元の資料の34ページが案内図になっております。35ページ、36ページが字切図で、36ページをご覧いただくと、1254-2と1255-5のうち164㎡を転用する計画になります。資料38ページから40ページが建物の計画図です。

こちらの申請地は、農用地区域外にあり、第1種農地に当たりますが、農業用施設を計画するものですので、例外的に許可しうるものになります。

次に申請番号3番、所在地 西里字下槇（シモマキ）●●●●、田、471㎡1筆になります。申請人は、●●●●さんです。申請事由につきましては、営農型発電設備の設置に係る一時転用を計画するものです。

皆さんのお手元の資料の41ページが位置図で、42ページが案内図です。43ページが字切図で、44ページの計画図のように、隣の自宅敷地と併用して営農型発電設備を設置する計画です。45ページが平面、46ページが立面の工作物の計画図になります。支柱を建てて、2.5m上に発電設備を設置して、その下では営農を継続するというものです。こちらの申請地は、農用地区域外の第1種農地に当たりますが、資料47ページから49ページのように、第2種農地、第3種農地を検討したものの、折り合いがつかずこの申請地を選定しております。設備下の農地の営農計画書は資料50ページから53ページにございまして、発電設備を設置しても、日照は75%確保出来、作物の生育には影響を与えないということで、●●●●さんが大豆を作付する計画となっています。

営農型発電設備の設置に係る農地転用許可制度上の取り扱いについては、平成30年5月15日の農林水産省通知により、担い手が営農する場合は転用期間を10年以内の期間とすることとされました。

今回の●●●●さんは認定農業者ということで、10年間の一時転用許可申請としています。営農継続が条件で、平均より2割以上の単収減でないことを、毎年2月末まで営農状況の報告を必要な知見を有する者から確認を受けた上で提出することとされてい

ます。必要な知見を有する者に誰を頼むか、は申請者次第なのですが、例えば普及指導員、試験研究機関、農業委員会等とされていますので、もし頼まれた場合はよろしくお願いいたします。

以上2件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

只今説明がありました。現地確認をされている方、報告をお願いします。

○ 逸見委員

今日の午前中確認行ってきました。農機具格納庫を建てるため、ということで問題はないと思います。許可が出たら、既に話はしているのですが、土地改良区と後ろの方に水路があるので、話し合いをすると。境界立ち合いについても正式に行くということでした。

○ 議長（会長）

適地とみなした、ということですか。

○ 逸見委員

はい、適正になってました。田んぼですので盛土して建てるそうです。前の方だけ畑に豆を植えてましたけども、そこだけ残すということでした。

○ 議長（会長）

国道から天満の方に入る道路ということで、立地条件としては作業小屋には適しているかと思います。ということで現地確認報告がありました。続きまして3番の件、報告をお願いします。

○ 奥山（喜）委員

申請地の入り口が、宅地の方からしか入れないような状態でした。こちらから進入してきて、中央と、端の方に通路を設けるかわかりませんが、ソーラーパネルの下を通れるということでしたので、作業に問題はないのかな、と思いました。

○ 議長（会長）

はい、報告ありました。これについて皆さんから何かありますか。はい、後藤委員。

○ 後藤委員

最初の●●●●さんの案件、立ち合いなっていないの。

- 逸見委員
話し合いはなってるんですけど、決定してからでないと、境界立ち合いは出来ないとのことでした。
- 後藤委員
何との境界なの。官民、それとも民民？
- 逸見委員
土地改良区との境界で、話し合いはなってるんだそうですが、許可されてからでないと、正式には出来ないということ。
- 後藤委員
それは、ちゃんと確定するわけね。
- 逸見委員
はい、そう言っていました。
- 後藤委員
わかりました。あと、3番、47頁見ると休耕地となっているんだね。先ほど合意解約の前まで円滑化で岡崎忍さんと契約結んでるんだけど、耕作してないんだね。支障ないにも関わらず。今度ソーラーパネル建設すると支障物が出るわけだね。果たして本当に営農型の豆植えたりするんだべか。
- 事務局（奥山）
よろしいでしょうか。申請者の方は、実は3年程前から申請したいと相談を受けておりまして、許可が出次第設置したいという意向で、その年は耕作を止めてもらっていると話していたのですが。確かに現地を見ると、1年以上耕作していない状態のようでした。ただ、発電設備を設置するために耕作を止めてもらっていたという話でした。
- 後藤委員
いや、それは前後反対だべ。●●●●さんという、町でも1、2を争うくらい大きな農家が契約しているにも関わらず、耕作してないんだべ。●●●●さんが耕作するしないじゃないんですよ。●●●●さんがちゃんと契約してるんだから。今度太陽光パネルの柱が建って、ますます耕作しづらくなったら、営農型の太陽光発電設備、本当に下で豆植えたりなんたり本当にするのか、ということなのよ。どうしてもやりたいんだったら、営農型なんかでなく、転用してやった方がいいのではないかと思うのよ。それが出来るかどうかなんだけども。

- 議長（会長）
ここの申請地は田となっていて、それしかできないような窪地とかなのか。
- 後藤委員
いや、それはひらがったんねがい。下槓だもの。
- 事務局（奥山）
隣り合ってる所は田で水田になってました。南側の畑はちょっと高くなってますが、この申請地は前から転作田で畑地利用していたと聞いてます。ただですね、住宅地の裏になって、道路にも面してなく、隣に畑と田んぼが接しているということで、農地が広がっている所なので、営農型でないとソーラーパネルの設置は認められない立地かな、ということで、前の申請相談の時はお断りした経緯がございます。自宅の電気を賄うくらいであれば、認められることもあるんですが、この場合は、全て売電目的でしたので、例外規定も当てはまらないということで、営農型しか設置することはできないと思われま。本当に下の方で営農するのか、というところは、私の方でも聞いたんですけども、●●●●さんと話をされて、1年毎に報告しなきゃいけないんだということも話したんですけども、それでもやるということで申請されたものです。
- 齋藤代理
ソーラーパネルの高さが2.5mということだけでも、コンバイン入らんねよね。
- 事務局（奥山）
1.9mくらいのトラクターだそうです。
- 齋藤代理
トラクターはいいけれども、豆を収穫するのにコンバイン要るべ。
- 議長（会長）
トラクターは作業するいべげっとも、豆コンバイン使うに高さが足りないのではないかと、ということだね。ただ、今は収穫するのに何を使うかわからないので、出来るというのを信用するしかない。ただ問題は、10年間営農報告ないし、結果報告しなくちゃなんないということで。それが収穫が80%？それないと何かペナルティあるのか。
- 事務局（奥山）
はい、平均収量の8割の収量がないといけません。それに満たないと、県の方から指導なり勧告なりが出ることがあります。設備を撤去しなさい、というような。
- 後藤委員

途中で仮に何もしなくなると。当然豆を植えるということは、転作確認するわけだ。その時に、7月10日過ぎあたり転作確認するわけだ。その時草生えてた、となったら何かなるんだか。

○ 議長（会長）

10年間営農確認さんなねなど。8割収穫さんなねなど。

○ 後藤委員

そりゃ、収量なんてのは●●●●くんくらいになると、どせこせの面積の量なんて何とかなるのよ。

○ 議長（会長）

うん、だけでも、先ほど結果報告では普及所の指導員とか農業委員とかから見てもらわんなねという話なんだったな。その人がどう判断するかだけでも。

○ 後藤委員

あと仮に草ぼうぼうだっけ、何も植わってなくて、という時はどうなんの。営農してれば収穫出来なかったなんて時はあるんだけども。

○ 事務局（奥山）

それは当然だめですので、県の方へ報告して、指導や勧告の対象になります。撤去命令まで出ることもあると思います。どのくらいのタイミングで出るかわかりませんが。

○ 議長（会長）

そうやって撤去命令まで出て、それに従わない場合は対応処罰もあるというのであれば、合法的に申請してきてるんだったら、受け付けるほかない。ただ、最低限守らんなね所は守っていただいて、出来なかった場合は、勧告なり命令に従ってもらわんなねと。その時の対応として強制力を持った形で対応出来るというなら、今は今として見るほかないなんねがや。

○ 事務局（奥山）

あと、農業委員会としてはちゃんと営農なってるかどうか見て見る役割だと思うので。ちゃんとなっていないというのであれば、そこは申請人の方に責任取ってもらうしかない。今回の申請でも設備の撤去費用も賄えるという資金証明ももらってますし。

○ 後藤委員

結局よ、●●●●くんは1反歩あたり63kgで田んぼとして借りるわけだ。うなった時点で収益も何もないわけだ。収穫まで待たずには。

○ 議長（会長）

それは減反の範囲内でのことだべがら。減反は何十丁歩としてるわけなんだべがら。ただ、減反して豆を植えるて言うから標準の80%以下だといろいろこういう対応出てくるといことなんだから。それを確認すんなが普及所だか農業委員だか確認するといことなんだから。

○ 齋藤代理

今からの農業も大変な時代に来ているわけなんですから、こういう農業も一つのやり方だということで、試験的にしてもらって、農業委員から確認してもらってしてもらっていいなんねんだがや。

○ 議長（会長）

国の方でも合法的に認めるなってるわけなんだから。なおかつ出した書類の中身も違法性がない。将来10年間に対しての保証があんなだか、ということについては、保証はない。結果に対しては県の方から勧告なり命令なり来るていうことで、元に戻して返せというような。それはその時の人がその立場で対応するしかない、と。ただ今齋藤代理が言ったように、これからの営農手段としてあればそれは認めらんねなんねが。

○ 堀委員

やっぱりそれは、申請者から耕作者に対してみっちり言ってもらわんなねとだめなんじゃないの。豆作らねんだっけなんて申請者に逃げられても。

○ 齋藤代理

そのへんはちゃんと確認したなんねの。

○ 事務局（奥山）

申請者と耕作者の間では、営農設備の撤去費用とかは申請者が負うということで合意を交わしてまして。あとは、計画的に耕作するかということについては、●●●●さんも計画書書いたように、ご自分もやるということで申請されているわけです。

○ 議長（会長）

ちなみに、47頁の候補地一覧表ていいうのは意味がないことだべ。実際的には。

○ 事務局（奥山）

申請者側からの選定理由ということで添付する書類になってます。

○ 今田委員

これ一時転用って最低10年なの。

- 事務局（奥山）
最低ではないです。10年以内です。
- 今田委員
じゃあ、1年にしてまた1年後に申請してもらえばいいんじゃないの。んねど10年間は安泰ってことだべ。
- 事務局（奥山）
いえいえ、1年毎に報告必要なの。
- 今田委員
それは俺だにはわかんないことだべ。
- 後藤委員
これ農地の契約は3条だべ。ということは、10年後は自動的に継続なるわけだべ。10年後この中の農業委員いる人いるかわかんないけど、なかなか私らの目に触れないわけだ。自動更新のやつは。報告あっても審議するまでにはならないから。
- 事務局（奥山）
耕作については、毎年報告出してもらおうわけです。県へ報告します。
- 後藤委員
農業委員会へは報告なるの。
- 事務局（奥山）
農業委員会への報告までは求めておりませんが、もし皆さんが見なければいけないと仰るのであれば、総会なりで報告させていただくことも出来るかと思いますが。
- 齋藤代理
毎年知見のある人から確認もらって報告することになってるんだから、それを信用するほかないんだべ。転作確認だつてやってるんだから。転作確認したら何しかったかどうかわかるんだから。
- 議長（会長）
はい、いろいろ慎重審議していただきました。大変複雑ですけども、現代農業には避けて通れないような形になろうかと思いますが。なお、この件に関しては複雑だから、2

番と3番と分けて採決を行います。4条の許可申請の申請番号2番●●●●さんの申請に関して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員です。それでは、申請番号3番、●●●●さんの許可申請について賛成の方。はい、7名賛成多数ということで、許可相当と認めます。

はい、次、議第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の13ページをご覧ください。議第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号10番、所有権の移転です。所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●●、田、960㎡になります。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんになります。申請事由につきましては、●●●●さんの自宅及び奥さんが経営するベビーホームが、県道拡幅工事に伴い、移転が必要となったため、隣の申請地に住宅を建設し、さらにベビーホーム用地の造成を行う計画をするものです。

皆さんのお手元の資料の54ページが案内図で、55ページが字切図です。56ページ、57ページが土地利用の計画図となっております。ベビーホーム敷地は用地造成のみになりますが、58ページは、用地造成した後に建設予定のベビーホームの計画予定図となります。

申請地は農用地区域外にある第2種農地にあたり、水管、下水道が埋設されている道路の沿道にあり、かつ、申請地からおおむね500m以内に2以上の医療施設があるため、許可基準を満たしております。

次に、資料13ページに戻っていただきまして、申請番号11番、所有権の移転です。所在地 谷地荒町東（アラマチヒガシ）●●●●●及び●●●●●、畑、578㎡になります。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんになります。申請事由につきましては、建売分譲を行うのに、住環境の良い申請地への住宅建設を計画しようとするものです。

皆さんのお手元の資料の59ページが案内図になっております。60ページが字切図で、61ページのように宅地、公道に囲まれている農地になります。

62ページが土地利用の計画図となっております。ちょっと見づらいのですが、2区画に分けて住宅を2棟建設する計画です。63ページから67ページが建物の計画図となります。

この申請地は都市計画区域の用途区域内にあるため、許可基準を満たしております。

次に、再度資料13ページに戻っていただきまして、申請番号12番、所有権の移転です。所在地 谷地ひな市（ヒナイチ）●●●●●、畑、448㎡になります。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さん外1名です。申請事由につきましては、現

在の住居が手狭になったため、住環境の良い申請地に住宅建設を計画しようとするものです。

皆さんのお手元の資料の68ページが案内図になっております。69ページが字切図で、70ページが土地利用の計画図、71ページから73ページが建物の計画図となっております。

この申請地は都市計画区域の用途区域内にあるため、許可基準を満たしております。

以上農地法第5条の規定による許可申請3件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、只今説明ありました。これに関しても現地確認をしていると思いますので、報告をお願いします。はい、10番。

○ 奥山（喜）委員

はい、10番です。許可基準も満たしているようで何も問題ありませんでした。

○ 奥山（ち）委員

11番、12番とも確認行ってきましたが、住宅地の中にあり問題ないものでした。

○ 議長（会長）

はい、この件について何か質問あればお受けします。書類も整って、住宅地の中で、なおかつ現地確認した方も問題ないということでした。はい、ないようですので、賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員賛成ということで許可いたします。

続きまして、議第25号 農用地利用集積計画（案）の決定について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の14ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める旨の依頼がありましたので、審議をお願いするものです。15ページが総括表になります。賃貸借設定が1件で、田が7,034㎡、畑1,027㎡で、賃貸期間は10年以上になります。詳細につきましては、16ページをご覧ください。

こちらは地区の調整会議等で協議なったものでありますので、説明は、省略させていただきます。

以上1件よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

事務局より説明ありました。この件についてについて、異議、質問等ありますか。なければこのような形で農用地利用集積計画を進めてもらいたいと思います。

続きまして、議第26号 非農地証明願について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

資料の17ページをご覧ください。議第26号 非農地証明願についてです。申請番号3番になります。所在地 新吉田字荒小屋（アラゴヤ）●●●●、畑、50㎡1筆です。申請事由につきましては、昭和61年に申請者農地の隣の●●●●に分家が住宅を建築した際に、当該畑にはみ出してしまっていたようですが、気づかないまま現在に至ってしまったものです。

今回分家の方が敷地を抵当に入れるため、確認したところ、はみ出していたことが判明したため、畑を分筆して、申請に至ったとのことでした。

資料の75ページに案内図がございます。76ページが字切図で、斜線になっている部分が申請地です。77ページの建物図面の斜線部分が申請地となります。現況写真が78ページにあります。

以上1件になります。

○ 議長（会長）

これは脇にある道路の方から撮った写真なのか。もう家が建っているということだね。現地確認をされていると思いますので、報告をお願いします。

○ 高橋委員

本日午前に堀委員と私と事務局と確認してきました。当時としてはここまでかかってないつもりで建てたんだということでしたが、正確に測ったところ、軒下2mくらいかかってたということで仕方ないのかな、と思って見てきました。

○ 議長（会長）

昭和61年だもんね。家が建築された時点ではみ出していたと。はみ出したのは家建てた人で、はみ出された方は気づかなかったとことでこのような形になったのかと思います。認めざるを得ないということで認めていかがでしょうか。はい、皆さん賛成ということで願いのとおり認めていただくということでお願いします。

次に議第27号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の18ページをご覧ください。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価になります。主なところを説明させていただきます。ここで、資料の訂正をお願いします。21頁IV-2、解消実勢を-0.4に。達成状況を-200%に修正をお願いします。23頁VI-2、1年間の処理件数を24件と訂正をお願いします。

I 農業委員会の状況 1 農業の概要の中の2段目右側にある表の認定農業者の人数が、99名で、令和元年度末に比べて10名の減となっております。その下の基本構想水準到達者は37名で前年比4名の増です。認定新規就農者は12名で前年比2名の増です。

次に、19ページをご覧ください。II 担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、1の現状のところ、令和2年4月現在のこれまでの集積面積が1,050haでした。2の令和2年度の目標及び実績は、集積実績②1,065haで新規実績が14.6haでわずかに目標に届かなかったものの、目標に対して96.3%の達成状況となりました。

次に、20ページをご覧ください。III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進では、2令和2年度の目標と実績をご覧ください。目標が9経営体、4.8haに対して6経営体、7.6haの実績でした。

就農研修生受入協議会の方では、コロナ禍のため東京の説明会には参加出来ませんでしたが、短期研修者を延べ3名受け入れし、うち1名の新規就農に繋げることが出来ました。

次に21ページIV 遊休農地に関する措置に関する評価ですが、2令和2年度の目標及び実績をご覧ください。解消目標0.2haに対して-0.3haの実績で、逆に遊休農地が増えてしまい、目標を達成することが出来ませんでした。今年も8月から9月に委員の皆様と農地利用最適化推進委員の皆様と農地パトロールを行うことで、引き続き遊休農地の減少に努めていきたいと思えます。

22ページから25ページのV~VIIIにつきましては、資料のとおり結果となっておりますので、ご覧いただきたいと思えます。目標と実績については以上です。

続きまして、資料26ページをご覧ください。と思えます。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画になります。こちらの目標については資料29ページから33ページの、昨年12月に見直しました「農地利用の最適化の推進に関する指針」に基づき設定しております。

I については現在の状況です。27ページII 担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、指針の目標があと2年で81haの増、54.7%の集積としておりますので、今年度については半分の41haを目標値としていきたいと思えます。

次にIII 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、指針の目標が年間5人5ha増としていますので、就農研修生受入協議会の活動を継続するとともに、移住担当課等の関係機関と連携しながら新規就農者獲得に結び付けていきたいと思えます。

28ページに行きまして、IV 遊休農地に関する措置ですが、こちらは、指針では令和

5年3月で遊休農地を4.1haとすることとしております。昨年の水害等により、遊休農地が増えることが予想されますが、なんとか0.55haの増くらいに留めたいという目標値にしております。

以上、令和2年度の実績と令和3年度の計画についてです。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、事務局から説明がありました。

只今説明あった目標と結果について皆さんのほうから、質問・意見等ありましたら、お願いします。はい、ないようです。

一つ、遊休農地が増えているということだけども。増えていると思う。ただ、山の方の荒廃農地を原野等にした場合、この面積は減るのか。

○ 事務局（奥山）

遊休農地とカウントされている所は、より荒廃度が低く、太い木とかが生えていない所になります。山の方の森林化している所は、再生困難な農地に分類されまして、この面積には入ってこないんです。非農地とすることはできますし、国の方からもそうしなさいと言われてるんですけども、遊休農地の減少にはならないです。

○ 議長（会長）

田んぼは減反絡むから水利もあるし、いいんだけども、畑に関してはさほどないし、地域によっては山手の方で畑で手なくて作る人もいなくてというのであれば、申請者の申し出で原野とする、ということにはいかないんだろうかと思って。

○ 増川事務局長

まだその相対的に言うと、農地から非農地化にして減らしていくということに関してはまだそこまでいってないところです。

○ 事務局（奥山）

ただ、今年に入って、遊休農地じゃない方の荒廃農地については非農地化して面積を減らすよう通知も来てまして。ただ、水利費残ってたりすると勝手には出来ないんですけども、そうでない山手なんかについては非農地化も進める必要があるようです。来月農地パトロールの説明と合わせて、整理しまして、皆様にお諮りして進めていきたいと思っております。

○ 議長（会長）

まあ、令和2年度の結果と、令和3年度の計画について説明がありました。これに沿った形で進めていきたいということですので皆さんよろしくお願いいたします。

以上で総会の方は終わります。

午後5時10分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
